

仕 様 書

平成 2 9 年度地下水の水質分析委託業務

平成 2 9 年 5 月

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

平成29年度地下水の水質分析委託業務仕様書

1 業務名

平成29年度地下水の水質分析委託業務

2 業務内容

平成29年度奈良県水質測定計画に基づく地下水の水質分析

(1) 検体引取日

奈良県が指定する日(計10日)

(2) 分析委託項目及び検体数

分析委託項目	検体数
クロロエチレン	31

検体引取予定日は別表1

(3) 分析方法等

別表2「分析方法・数値の取扱い方法一覧表」に示した分析方法による。

分析技術者は経験年数が3年以上の分析能力を有する者とする。

また、分析は再委託してはならない。

(4) 報告下限値等

報告下限値は、別表2「分析方法・数値の取扱い方法一覧表」に示した定量下限値による。また、有効数字及び桁数についても、同表に示された桁数とし、注意事項に従って処理をすること。

(5) 採水容器の搬入及び検体の引取等

ア 採水容器の搬入

受託者は委託分析のため必要な採水容器に必要な洗浄等の処理を実施したものを受託者の負担において予め準備し、調査地点名、採水日、分析項目名を記載したラベルをこれに貼付し、奈良県が指定する日までに奈良県景観・環境総合センターに搬入する。

イ 検体の引取

受託者は検体を、奈良県景観・環境総合センターにおいて受け取る。

ウ 採水容器の搬入及び検体の引取場所

奈良県景観・環境総合センター

〒633-0062

桜井市栗殿1000

TEL 0744-47-3790

エ その他

天候不順等の理由により採水日を変更する場合がある。検体引取日もこれに応じて変更する。また、天候、道路事情により採水が遅れる場合がある。検体引取時間もこれに応じて変更することがある。

地点によって採水を延期し、採水日が複数の日にわたる場合は、その都度検体を引き取ること。また、採水日が変更になり、分析が休日にかかる場合もある。

いずれの場合も契約内で履行するものとする。

(6) 追加調査等

分析委託項目において環境基準値を超過する値が検出されたときは、追加調査として、汚染井戸周辺調査（1地点の環境基準超過につき、基準超過井戸を含む3地点程度）を行うことがある。

追加調査に係る費用については、契約内で履行するものとする。

3 実施期間

委託契約の締結日から平成30年3月30日(金)までとする。

4 業務遂行

(1) 受託者は受託後速やかに次に定める事項を記載した実施計画書を提出する。

ア 業務統括責任者名、精度管理責任者名、採水責任者名、採水担当者名、分析責任者名及び分析担当者名

イ 各地点毎の採水実施予定日

ウ 精度管理体制（内部精度管理の状況及び外部精度管理への参加状況）

5 立入検査、精度管理等

(1) 標準作業手順書(以下「SOP」という。)

ア 本業務に係るSOPを事前に作成し、提出すること。

イ 本業務の実施にあたっては、SOPの内容を遵守し、精度管理を徹底すること。

(2) 立入検査

奈良県が必要に応じ実施する事業所等への立入検査を妨げてはならない。立入検査の結果、不備な点を認め改善を求めた場合は、これに従うこと。

(3) 再分析の指示

原則として試料は分析データ確定時まで（約1カ月）保存し、奈良県が分析等の結果について疑義があり、再分析等を指示した場合は、これに従うこと。再分析に係る費用については、契約内で履行するものとする。

(4) 記録の確認

分析記録（分析ノート、分析チャート等）は整理・保存し、奈良県の求めに応じ提出すること。また、内部精度管理の状況、外部精度管理の参加状況、結果についても、奈良県の求めに応じて提出すること。

6 測定結果の報告等

(1) データの取りまとめについては、環境省の指定する数値の取扱い方法によること。

(2) 各報告は原則A4判両面印刷とすること。

(3) 各報告書には、採水記録に記載の事項（採水日、採水時刻、天候、水温、気温及び特記事項）を転記すること。

(4) 速報値の報告

分析委託項目において環境基準値を超過する値が検出されたときは、その都度報告すること。結果が判明次第、速やかに奈良県に電子メールにより速報値の報告をすること。

(5) 月例報告書

月例報告書を当該月の最終の検体引取日から3週間以内に、下記項目について提出する。ただし、採水日の変更等により調査が3月に行われる場合、3月分の月例報告書については年度末までとする。

- ア 調査結果の概要(環境基準値の超過状況、別途電子メールで報告のこと)
- イ 地点別測定結果一覧表(別途電子メールで報告のこと)
- ウ 計量証明書による報告

7 委託業務の遂行に係る調査について

奈良県は、3の実施期間内において、必要に応じ委託業務の遂行状況を確認するため調査を行う。

受託者は、当該委託業務の執行に支障のない限りにおいて、調査に必要な資料の提出の求めに応じる等、この調査に誠実に協力しなければならない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、奈良県と協議の上決定するものとする。

9 留意事項

本業務を受託しようとする者は、平成27年4月1日に奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号。以下、「条例」という。)で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受託すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別表1

平成29年度 計画日程表

No.1

	6月	7月	8月	9月	
1		土			1
2		日		土	2
3	土			日	3
4	日				4
5			土		5
6			日		6
7					7
8		土			8
9		日		土	9
10	土			日	10
11	日		山の日		11
12			土		12
13			日	検体引取予定日	13
14					14
15		土			15
16		日		土	16
17	土	海の日	検体引取予定日	日	17
18	日		検体引取予定日	敬老の日	18
19			土		19
20			日		20
21					21
22	検体引取予定日	土			22
23		日		土	23
24	土			日	24
25	日				25
26		検体引取予定日	土		26
27	検体引取予定日	検体引取予定日	日		27
28		検体引取予定日			28
29		土			29
30		日	検体引取予定日	土	30
31			検体引取予定日		31

別表 2

分析方法・数値の取扱い方法一覧表

測定項目	測定方法	定量 下限値	有効 数字	小数点 以下桁数
クロロエチレン	環境基準告示に準拠	0.0002mg/L	2	4

注意事項

○ 有効数字

- ・有効数字は原則として2桁とし、3桁目以下を切捨てる。
- ・定量下限値の桁を下回る桁については切捨てる。